

公的機関による障害者雇用率「水増し」問題に関する声明

公的機関の障害者雇用率が、中央省庁の8割で長年に渡り「水増し」されていたという報道を受け、そのずさんな制度運用の実態には憤りを通り越して呆れるばかりである。法の番人である裁判所や制度の率先垂範となるべき厚生労働省に至っては言語道断で、障害者雇用制度の信頼を揺るがす由々しき事態である。3,460人分の雇用の機会が実質的に奪われていたことは、障害者の人権を蔑ろにしているとの誹りを免れないばかりか、真摯に取り組む民間企業の障害者雇用へのモチベーション低下も招きかねない。

障害者権利条約を批准し一億総活躍社会を旗印に掲げるにふさわしい制度運用に向け、各大臣は猛省のうえ徹底した原因究明と各省庁における障害者雇用に対する意識改革のため以下のことを求めたい。

- 第三者を含む調査委員会には、障害当事者、障害者就労・雇用支援者、障害者雇用実績を有する民間優良企業の担当者も加え、多角的な検証のうえ再発防止策を立てること。
- 各省庁における今回の「水増し」の障害種別ごとの実態を明らかにするとともに、今後経年での雇用状況を障害種別ごとに公表すること。
- 特に、平成30年度施行の精神障害者雇用義務化に関して精神障害者や発達障害者の雇用促進が推進されてきたことに対する中央省庁各機関における成果を公開すること。
- 障害認定のあり方や障害者手帳所持を根拠とすることの是非を見直し、抜本的な制度改革のための検討の場を、有識者等を交えて設置すること。
- 厚生労働省においては、公的機関による障害者雇用のモデルとなるべく意識改革を行い専門人材の登用も含めた体制整備まで徹底して取り組む覚悟を早急に示すこと。

精神障害者の権利擁護を定款に掲げる本協会は、都道府県・政令市等も含めた国の調査結果に注視しつつ、協会の組織力を活用して全国の実態に関する情報収集や意見聴取等を行い、障害者が働く権利を堂々と行使し全国の公的機関においても活躍できるよう関係機関に働きかけていく所存である。

2018年9月5日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一恵